

1. 件 名 : 「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可(安全保護装置取替))【1】」
2. 日 時 : 令和3年6月18日 13時30分~14時15分
3. 場 所 : 原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)
4. 出席者(◎:TV会議システムによる出席)
原子力規制庁:
(新基準適合性審査チーム)
関企画調査官◎、仲管理官補佐、竹田上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

四国電力株式会社:
原子力部 核物質防護・工事グループリーダー◎ 他7名◎
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料:
 - ・伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について 安全保護系ロジック盤の取替に伴う変更
 - ・伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁のナカです。それではただいまから伊方発電所保安規定変更認可申請のヒアリングを開始いたします。
0:00:10	四国電力のほうから資料に基づいて説明をお願いします。
0:00:16	四国電力の大坪です。それではこれから相方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について、安全法系ロジック盤取替に伴う変更について御説明させていただきます。資料につきましては、事前に資料 1 と 2 お配りしております。資料 1 がパワーポイント資料 2 が
0:00:36	リーダー資料になります。進め方なんですけども資料 1 のパワーポイントをまず御説明させていただいて、それから質疑応答させていただくと、資料につきましては必要に応じて御説明するということで進めさせていただければと思います。
0:00:54	それでは資料に基づいてこれから御説明いたします。
0:00:59	それでは四国電力の高さから派生資料 1 について説明させていただきます。まず、表紙をめくりまして右上 1 ページ目に申請理由申請経緯がございます。
0:01:12	申請理由としては、伊方発電所 3 号炉の安全を系ロジック盤の取りかえを実践に伴い、関連する保安規定条文の運転上の制限に係る変更等を行うために申請させていただきました。
0:01:28	申請系では 60° ビックバン取替前は、
0:01:32	原子炉保護系論理回路の機能確認時、
0:01:35	これが下に米印で補足してございますが、保安規定における原子炉受け論理回路の機能確認とは定期的な検査での機能確認と、1 ヶ月に 1 回の機能確認がございます。
0:01:49	今回運転上の制限に係る変更ということで、1 ヶ月に 1 回の機能確認済であると。
0:01:57	のみとなりますし、今後 1 ヶ月に 1 回の機能確認とは定期点検と言わせていただきます。
0:02:05	ロジック盤ついた前は定期点検時において、
0:02:09	工学的安全施設等作動検査を 2 系統のうち幾つ系統が動作不能となるが、残り五つ系統が動作可能であることを条件として、点検を行うよう、運転上の制限に以下のような括弧注射器で来てございました。
0:02:26	本当に介護当該電気点検時に工学的安全施設等作動計算の 2 系統が動作できる状態を維持できることから、
0:02:37	先ほどの注記を削除するとともに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:40	一部機能の適正化が必要であることから、関連する保安規定条文変更を行うこととしてございます。
0:02:48	楽しかった特に今回の保安規定変更箇所を示してございます。
0:02:55	次のページいき提示をご覧ください。
0:02:59	はい。
0:03:00	ここではロジック盤取替工事の設計及び工事計画認可申請内容を示してございます。
0:03:10	設備の規制向上の観点から、
0:03:13	ロジック盤を取りかえ今年令和2年9月10日に設工認申請を行い、
0:03:19	令和3年5月27日に認可をいただきました。
0:03:24	申請内容としては、その二つがあります。
0:03:28	まず、下の図の①として、
0:03:32	ロジック盤になっているパラメータに対する論理演算機能について、
0:03:37	既設のデジタル制御装置である安全を計器ラックのソフトウェアにて表現実現してございます。
0:03:45	また、下の図②として安全を計器ラックの保証が生じた場合においても、
0:03:53	安全上の機能を確保するために、ロジック盤を設けることということで、
0:03:58	次のページ3ページをご覧ください。
0:04:02	結局、
0:04:03	はい。
0:04:04	先ほどの1項の設工認先生の工事にあわせて、
0:04:09	ロジック盤内のバイパス回路の設備構成においても、以下の通り変更いたしてございます。
0:04:18	ロジック盤では、取りかえ前より定期点検時にZ信号入力により、
0:04:23	で、原子炉トリップ信号の発信によって原子炉トリップ遮断器が実動させることを防ぐため、
0:04:31	減少トリップ暖気への減少トリップ信号を除外とするバイパススイッチを設置してございました。
0:04:39	左下の変更前の増、ご覧ください。
0:04:44	真ん中にあるロジック盤から原子炉トリップしゃ断器に向けて、原子炉トリップ信号が発信します。
0:04:51	また、同時期、
0:04:52	またロジック盤から安全防護シーケンス盤へ向けて、工学的安全施設作動信号が発信いたします。
0:05:01	その信号をバイパスするためのスイッチは一つしかなく、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:05	バイパス変えるが共通であったことから、一括で与える構成になってございました。
0:05:12	変更後はそれぞれのバイパス回路と
0:05:15	それぞれのバイパス回路を個別に設けることで、核出力信号を個別にバイパスできるスズキ構成となっております。
0:05:24	それでは次のページ 4 ページをご覧ください。
0:05:28	スズキここでは 1 ヶ月に 1 回の機能確認すなわち定期点検の内容について御説明いたします。
0:05:39	右下の回路イメージ図をご覧ください。
0:05:43	点検の目的は、図中にあります変遷にある原子炉保護系論理回路の機能を確認するため、
0:05:51	減少トリップしゃ断器の児童さ。
0:05:54	また、警報表示の発信により健全性を確認してございます。
0:06:01	その具体的な内容は、その真ん中にあります Test 頻度を準じ二つずつロジック回路乗台に入力します。
0:06:11	ロジック回路は四つの信号のうち二つ以上が入力されると出力信号が発信します。
0:06:19	そのテスト信号は、
0:06:21	すべて、全部で 21 例ございますが、
0:06:25	減少トリップ遮断器の健全性を確認するため、
0:06:29	代表 1 種類のテスト信号により原子炉トリップ遮断今日実動作させます。
0:06:36	減少トリップしゃ断器の実動作を確認後は残り 20 種類のテスト信号により原子炉保護系論理回路の健全性も警報表示により確認してございます。
0:06:49	その際、
0:06:50	減少トリップ遮断器の健全性はすでに確認していることから、
0:06:56	減少トリップ信号の発信によって原子炉トリップ遮断器が実動作することを防ぐため、
0:07:03	減少トリップ遮断器への原子炉トリップ信号をバイパスしてちょっと信号保有と残り 20 種類。
0:07:11	によるロジック回路の健全性を確認する点検となっております。
0:07:17	次のページ、5 ページをご覧ください。
0:07:22	ここでは、先ほどの定期点検時において、
0:07:27	ロジック盤取替前で左の下にある図で言いますと、青葉区のような
0:07:34	減少トリップ信号、
0:07:36	バツになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:38	そこの減少トリップ信号に加え、工学的安全施設作動信号も
0:07:44	一括でバイパスされる設備構成であり、
0:07:47	定期点検に関係ない、工学的安全施設作動信号がバイパスされてしまいます。
0:07:55	このことから、
0:07:57	安全防護シーケンス盤のトレンA動作不能となりますが、保安規定では、
0:08:04	残り1系統、
0:08:06	ここで安全防護系シーケンス盤のトレンBが動作可能であることを条件に2時間に限り、1系統を動作不能が共済でございました。
0:08:17	ロジック盤取替後は、核出力信号を個別にバイパスでき、
0:08:23	工学的安全施設作動信号がバイパスされないため、
0:08:28	定期点検時においても、工学的安全施設等作動計装の系統が動作できる状態を維持できます。
0:08:36	次のページ、6ページをご覧ください。
0:08:40	はい。
0:08:41	次に、ここでは、保安規定の変更内容について、代表例を示してございます。
0:08:50	左の移行前の※24について、
0:08:55	変更後は削除いたします。
0:09:01	次のページ、6ページをご覧ください。
0:09:05	はい。
0:09:08	今回の申請では、一部気体の定期的適正化に伴う変更も実施いたします。
0:09:15	また、オキツですが、6軸盤取替により、
0:09:19	カップ出力信号を個別にバイパスできる設備構成となるため、
0:09:25	使用前確認收容備考に保安規定の適用を開始することとしてございます。
0:09:31	以上で説明は終了いたします。
0:09:35	はい。
0:09:37	規制庁ナカです。ありがとうございます。ではちょっと準じ確認させていただきます。
0:09:44	右肩4ページの定期点検の内容についてというところですが、
0:09:51	右下時右下の図に現状の回路イメージずってというのがあって、蘇生もロジック回路の手前から入る形になっていますが、
0:10:05	変更後の
0:10:07	イメージ図がついていないのでわからないんですけど変更後はどこからけっそ信号入れますか。
0:10:17	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:18	四国電力高塚です。変更後におかれましてもロジック回路の上段からテスト信号入れるようにしてございます。
0:10:27	規制庁ナカです。
0:10:31	冒頭の説明でもありましたし、我々が設工認の中で確認した。
0:10:37	ことでもあるんですが、ロジックを
0:10:43	のいわゆる論理演算機能については、
0:10:47	計器ラックのほうに移動していった、
0:10:51	新たにつけるロジック盤については校章保証のための
0:10:56	取り入れ回路というお話だったと思うんですが、
0:11:00	そういう意味からすると、ラックの動作確認をしないで論理回路の機能確認するというふうには言えないんじゃないですか。
0:11:28	電力山です。
0:11:30	今の質問は計器ラックの論理回路が含まれていないのではという対応でよろしいでしょうか。規制庁ナカです。含まれていないというよりもそもそも計器ラックのほうがメインの論理回路であって、ロジック盤のほうは、いわゆるこの倉庫、
0:11:47	補償保障のためのリレー回路になっているということで四国電力がまず本痕跡高いってすべて方向すいません規制庁ナカです。失礼、止してました。
0:12:01	そもそも、設工認の最後のほうでまとめていただいた設計思想の中でも御説明あった通り、
0:12:09	計器ラックのほうにロジック盤の論理演算機能を移してロジック盤自体は計器ラックの交渉保証のためのリレー回路とするというふうに
0:12:21	御説明いただいていたと思っていて、それで認可、
0:12:27	出したはずなんですけれども、その辺が考慮されていないんじゃないですかということです。
0:12:33	四国電力山路です。
0:12:35	と設工認の審査においてそうですね論理回路は計器ラックに低角の論理回路でツツイで、
0:12:44	申し訳ない施行後審査において、要目表上の論理回路は計器ラックであり、ロジック場は計器ラックの故障時の対応として設置していると説明しており、前意識が同じだと考えております。
0:13:01	設工認の審査においてもですね、
0:13:06	補足説明資料等を用いてですね、説明一度東亜何とか差し上げている通りですね、それと保安規定上の論理回路にはえと計器ラックの論理回路というものは更新後も含まれておりません。というのは保安規定ではですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:23	今期の論理回路等設工認論理回路が従前からですね、ちょっと一致しているものではないという前提にありまして、／保安規定ではですね所要チャンネルとかケース頭数を定めており、その中で定めた中で、
0:13:39	と論理回路がどこっていうふうに保安規定上は管理しております。
0:13:44	具体的には、保安規定の論理回路はですねえと従前通りになりますけど。
0:13:49	江藤安全法系に係る作動装置と、あと作動等ツツイ止める論理回路をさしてございまして、それらの数を等保安規定上は管理しております。
0:14:01	保護系で言いますと、あと系統の感想としては4系統ありまして、対象としてはロジック盤の論理回路とトリップ遮断器、
0:14:09	それと公安系のほうも今期のほうは2系統ありましてええと更新後はですね対象が無事故乗り換えるとシーケンス盤の作動回路を使うと政党も今回の
0:14:22	先ほど言った。
0:14:30	高塚のほうから説明がありました資料1のですね、ちょっとページの11ページ。
0:14:36	のところにですね参考損補足説明資料をして系統設置公認上の補足説明資料の
0:14:44	抜粋をつけさせていただいておりますが、その中で説明した通りとなっております。
0:14:52	以上、規制庁のナカです。
0:14:58	設工認と保安規定で論理回路の範囲が異なるってこと自体がちょっといまいち
0:15:08	理解できないんですけども、そもそも現状である機能が
0:15:16	ラックに移動したのであれば、
0:15:19	論理回路の範囲内がそれに伴って変わる。
0:15:22	というのが普通の考えだと思んですけどもそうしない理由は何ですか。
0:15:42	四国電力、高塚でございます。
0:15:45	本ほどご出席いただいた内容なんですけれども、論理街道の場所が変わったからといってですね、実際にPdラックに入りました論理回路がどこで保安規定で見ているのかというのですけれども、
0:16:01	それはですね各要素の設定値が保安規定徹底されてまして、そちらのほうでと保安規程規定の討論理解度は見ておりますので上がったからといって等との論理回路自体を見てないわけではないんですけども。
0:16:16	これまで保護系

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:20	論理回路として保安規定で閉店されたものが、保安規定上ではですね、スピードアップにあったことによってその上がったものに関しては、設定値側の保安規定で見ているということで、形になります。
0:16:35	なのでこれまでの安全法系ロジック盤での4分の2と減少トリップ遮断器自体の範囲としては、今回説明させていただいてます論理回路の範囲としては変わってはいません。
0:16:50	以上です。
0:16:53	規制庁ナカです。では設定値の確認の中で、計器ラックの数は共層がきちんと作動してるかどうかって言う
0:17:02	機能検査ができていうことですね。
0:17:14	食電力高さでございます。おっしゃる通りでございます。
0:17:20	はい。
0:17:22	では計器ラックの機能検査の中で通話とる方がきちんと作動してるっていう検査ができるということを資料を準備して説明してください。
0:17:48	はい。
0:17:50	食電力高さでございます。承知いたしました、今回、今回の申請でそれをちょっと審査してみるということでしょうか。
0:18:03	ちょっと今回の中期の質試料とはちょっと関係ないところかと思うんですけども、別途そこを見られるということでしょうか。
0:18:17	実はハードの変更内容と今回のそれに合わせた今回の保安規定の変更の申請内容が一致してるかどうかを確かめるために、
0:18:27	説明を
0:18:29	聞くものです。
0:18:33	食電力高塚でございます。あくまでPLの工場の中で変わってハードの面として保安規定としてはそこが本当に変わってないかっていうところを見たいということで、資料作って欲しいということを理解しました。
0:18:47	以上です。
0:18:49	はい。
0:18:50	はい。
0:18:51	規制庁ナカです基本的にはハードが変更になった場合それを維持管理して運用していく手順なりがきちんと保安規定で定められているかどうかを審査するものですので、設工認で変更があった箇所について、きちんとそれが、
0:19:08	必要な機能が管理されているかどうかというところを見ていくということです。では続いて次の確認をさせていただきます。
0:19:21	今回、賠発のに時間制限を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:25	外しますという話の一方で、
0:19:29	原子炉
0:19:32	保護系論理回路のほうには、そちらにも2時間制限が
0:19:37	かかっているというふうに
0:19:40	本規程等に記載されているんですけども、こちらの2時間制限というのは高温系の時間制限とは違うと。
0:19:48	思うんですけども、
0:19:50	そもそもどうして安全保護系論理回路のほうには2時間制限が入っているのか説明してください。
0:20:05	はい。
0:20:07	四国電力高塚でございます。もともとはですね、安全法系論理回路側の2時間制限があることによって、公安系の信号保安規定自体がLCOの逸脱になってしまうということで注記を記載してございました。
0:20:27	以上です。
0:20:47	規制庁ナカです。
0:20:51	今の話からすると。
0:20:54	バイパスが同時にされなくなったせいで、原子炉保護回路のほうの2時間制限を考案系が受けなくなったってということですか。
0:21:08	四国電力高塚でございます。ナカさんのおっしゃる通りその理解で問題ないです。以上です。
0:21:21	規制庁ナカです。今の予約はわかりました。そういったことを
0:21:29	この説明の際にちょっと明記していただけますか、今の
0:21:34	後ろでそういったところが全く見えないので、
0:21:51	四国電力高塚でございます。すみせんわかりにくい使用率をできれば、少しわかりやすいわかりにくいところがどこなのかってところを教えていただくなりちょっともうちょっとこういうところだっというところを指摘していただいても構わないでしょうか。
0:22:09	それをお願いします。
0:22:16	規制庁ナカです。5ページ目のところで、
0:22:24	高圧系が
0:22:27	安全保護系のほう別個合計替えるのに時間制限を
0:22:31	はい。
0:22:32	受けていたものをバイパスが別なんで、それが解除されるというから、
0:22:37	必要なくなったんです的なことを書いていただければそれでいいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:48	四国電力高畑でございます。承知型あくまでほぼ系からの2時間制限によって公安系が影響を受けたということがわかる資料にして欲しいということで理解しましたがその理解でよろしかったでしょうか。
0:23:03	規制庁ナカです。事実としてそうであればそういうふうに書いてくださいということです。はい、100電力、赤塚です。承知いたしました。
0:23:15	規制庁ナカです。あと3点目なのですが、今回のハードのハードのというかロジック盤を入れ替えて論理演算機能をKK気楽に移す。あと公安系の
0:23:31	安全保護系審決版の
0:23:35	マツダ飛ぶ普通を使わなくて、
0:23:38	ロジック盤で処理するという一連の変更を加えて、
0:23:44	行った後、いわゆる、この33-3の表で33-2と33-
0:23:52	3、両方で
0:23:54	ほかに変更すべきところがないかどうかというのを一通り確認させていただきたいので、
0:24:00	四国電力さんでもそれはきちっと確認されていると思うので、それについて資料を作成して変更ないという旨を我々に説明してください。資料については、信号の流れが
0:24:13	一緒であればまとめて書いていただいても結構ですし、そうでなければ、別々に書いていただくことになると思いますが、
0:24:21	今回の設工認の
0:24:24	変更による変更等変更によって、保安規定をいじらなきゃいけないのは、
0:24:30	申請にあるだけということですを層面し得とく我々としても確認したいのでそれを証明する説明をお願いします。
0:24:48	四国電力の大坪です。ナカさんがおっしゃられる通り、弊社のほうでも33-2-33を見てですね、変更するのがA-33の該当箇所だということで、今回申請させていただいてるんですけども。
0:25:05	そちらのほうで並存この制度を保安規定の条文読んで確認はしてるんですけども。
0:25:14	先ほど質試料資料の信号が出るかどうかという資料を作成してくださいということだったんですけども。
0:25:23	それとイメージとしてはどういった資料なのかなというところで確認して変更ありませんという文言も書くというぐらいであればできるんですけども、資料を作成するというのはどういった意味じゃないのかっていうのをちょっと教えていただくと助かります。
0:25:38	そういう季節のナカです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:41	ほかに口頭で全部大丈夫でしたではなくて、そちらで確認したプロセスを見せていただければそれで大丈夫かと思えます。信号の流れっていうのはあくまでたとえであって、
0:25:54	個別に確認したとしても、同じ確認方法で、
0:26:00	あればそれをまとめていただいてもいいというそういう意味です。
0:26:11	被告電力の高坂でございます。少し／ていただきたいんですけども、程度審査資料のPS76-03 という資料がございます。
0:26:26	こちら工学的固定或いは工事計画認可申請書記載内容の保安規定の反映について、こちらへと一式
0:26:35	保安規定の 33-2 缶以外もすべて保安規定に反映しなくていいかということを見た資料でございます。お手元にありますでしょうか。
0:26:49	はい。
0:26:51	精査試料であれば、
0:26:53	今日の資料 2-っていうことでよろしいんですよね。はい、おっしゃる通りです。はい、それはあります。
0:26:59	はい、PS76-03 というのは、右上に書かれているものでございます。
0:27:18	うん。
0:27:21	問題ないでしょうか。
0:27:24	準備よろしいでしょうか。
0:27:27	はい、手元に準備をしてあります。はい。そちらの 1 ページをご覧ください。
0:27:36	。
0:27:37	こちら設工認のほうで実際に本文である基本設計方針と、そもそも保安規定自体が、公認制と設置許可工認から実際に運用に落とし込んだときに変更があるかどうかというのを、
0:27:54	見なくちゃいけないんですけども、それを見た資料となっております。
0:27:59	基本的には基本設計方針と本文と添付書類。
0:28:05	そちらのほうで運用として管理するもの。
0:28:10	あと実際に記載を書かれてないんですけども、運用として担保しなければならないような記載があるものに関しては、抽出するようにしてございます。
0:28:20	それは今回すべて 100 工認の資料を見させていただきまして、四国電力のほうで抽出したものでございます。
0:28:31	これの 2 ページ目を見ていただきまして、
0:28:38	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:41	上から 2 行目に基本的方針及び添付資料に添付書類には運用として管理するなどの記載より明らかに運用場合なんてすべき事項はございませんでしたという形になります。また附属説明資料も、
0:28:56	本来なら附属説明資料までは見なきゃいいんですけども、スズキが使用に関しても、一通り見させていただいてございます。その中で、今回審査文字が資料 1 の補足にありますように、保安規定の記載がございましたので、
0:29:14	そちらを挙げさせていただいてございます。
0:29:17	設工認からの保安規定の反映事項として立ちましては、当社においても、すべて
0:29:25	1 からすべて見てはございますが、それ以外で資料はいただきたいということだとしたらけどどういうふうなものなのかっていうところをもう少し教えていただいても構わないでしょうか。それからこういうイメージ
0:29:38	でしたらこの資料 2 のところも少し記載がわかるように対応追加するとか、そういうのも提案としてあるかとございます。いかがでしょうか。
0:29:51	はい。
0:29:54	はい。
0:29:55	規制庁のナカです。先ほど申し上げた通り表 33-2 投票所 33 の策について。
0:30:04	LCOが定められていて、今回の
0:30:09	ハードの取替によってハードと回路の構成の取替によって影響を受ける受けないっていうのを皆さんが確認したやつを見せていただききたいということです。そのものを見せていただけないのであればそれをまとめたものを見せていただければ。
0:30:26	それで、
0:30:27	いいんですけども、形式については全然今のところ、
0:30:31	縛りをかけるつもりはありません。
0:30:43	四国電力山路でございます。先ほどの、ハード側の改造によって影響 30、33-2 と 2 投票 33-3 編。
0:30:55	ないことを確認した資料を作成してもらいたいという。とコメントでしたが、それと今回のハード側の会合です、表 33-2 と 3 に書かれているような設定値及びチャンネル数等も変更ございませんので、
0:31:14	その旨を書っていくことでよろしいですかね。
0:31:19	規制庁ナカです。どういうふうに確認されたのかっていうのを知りたいんですが、
0:31:28	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:30	うん。
0:31:34	はい。
0:31:38	はい。
0:31:39	一方、
0:31:41	はい。
0:31:51	言葉でね。
0:31:53	はい。
0:31:55	四国電力の高塚でございます表につきましては弊社の方がどういうふうになるのかっていうのはわかるようになりちょっと考えて記載させていただきたいと思います。
0:32:11	以上です。
0:32:13	はい。
0:32:18	規制庁中ですよろしくお願いします。先ほどの
0:32:26	計器ラックのほうの通話ともIVの論理回路がきちんと作動する旨の
0:32:32	その方法とかもあると思うのでそれもナカ同時に御説明いただければありがたいんですが、別に資料自体が別にあっても構いません。
0:32:42	はい。
0:32:46	職員の高塚です。承知いたしました。
0:32:50	以上です。
0:32:53	規制庁の中出さんありがとうございます。
0:33:49	入ってなかったと推定財産マイク認めてました。そもそも変更前で、原子炉のトリップ遮断器と工学的安全施設の方に行くバイパススイッチが一括で作動するようになっていた。
0:34:04	設計思想って何かちょっとわかったら教えてください。
0:34:10	はい。
0:34:12	結局電力高さでございますが、事業者としても過去の経緯とかいろいろちょっと調査させていただいてですねいろいろ見方も確認してみたんですけども、一括でバイパスされるしようというのが、もともとのメーカーの標準設計でございました。
0:34:29	それ以外のちょっと深い意味というものがございます。確認できてございません。以上です。
0:34:41	少々お待ちください。
0:36:59	規制庁ナカですありがとうございました。
0:37:04	はい。
0:37:09	規制庁ナカですありがとうございました。席調査官から何かございますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:22	すいませんセキですけど、
0:37:25	12本ぐらいお話しされてまして、ちょっと僕はときで、
0:37:30	そういったような感じがちょっとしたんですけど、規制庁の中でちょっとこちらで内容確認していました。
0:37:38	はいえと。
0:37:40	とりあえずはいいですか。はい。
0:37:44	はい。
0:37:45	はい、ありがとうございます。
0:37:49	規制庁からお伝えしたことは以上ですが四国電力の方から追加で
0:37:54	何かありますか。
0:38:02	四国電力高塚でございます。そう。
0:38:06	こちらのほうからは以上です。何か質問等はございません。以上です。
0:38:13	規制庁ナカです。ナカです。ありがとうございました。では本日のヒアリングはこれで終わりにしたいと思います。ごめんなさい。
0:38:24	ちょっと最後に1個だけいいですか。
0:38:28	お願いします。
0:38:29	はい。規制庁の関です。ちょっと今日やりとりいろいろいただいて具体的な話じゃないんですが、うちの確認したいことで、結局は、
0:38:44	施設人のときにお話しいただいた
0:38:51	安全保護系回路の変更ですね。ラックのほうに持ち込んでいて、
0:38:58	故障を保証回廊をつけたままちょっとご紹介量っていうのがいいのかあれですけども、そこに変更したというところに基づいて、保安規定のほうで
0:39:15	そのハードなり、
0:39:18	そのハードが適切に運用されるかどうかを確認するという確認をし、
0:39:24	する。
0:39:26	のが基本になってますんでちょっとどうしてもやっぱり今日のお話をずっと聞いていると私たちの基本的な考えをちょっときちと四国電力側も頭と決は一緒でしょっていうところで水がちょっと大きいように思いますので、
0:39:43	ちょっとそのところを今後しっかりと埋め合わせできるのかが若干不安に思っておりますのでそのところはちょっとよく四国電力の方もご理解の上対応いただきたいと考えてます。この言ってる意味で、
0:39:58	ちょっとわからないことがあればこの場できちんと見といていただきたいと考えますがいかがでしょうか。
0:40:16	四国電力森田です。趣旨了解いたしました。少し理解にギャップがあるのかなっていうコメントだと思しますので、それが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:32	埋まるように努力したいと思います。何かね。
0:40:43	最後のコメントによっては 33-2 表とか 3 票についてどのように確認したかっていうことについては変更がないことをきちんと示していきたいと思ってます。
0:40:58	それ以外についてもいただいたコメントについてはなるべくわかりやすい資料を作成して御説明したいと思います。はい。また追加で質問とか不明点などありましたら
0:41:16	対応していきたいと思いますのでよろしく願います。はい。私以上です。政党のセキです一応あのわかりましたのでよろしく願います。結局保安規定の字づら的には変わりないんでしょうけれども設備の変更があった以上、
0:41:33	それはやはりこういう保安規定の縛りかけたときにきちんと成立したっているのかってのちゃんと御説明の上、最終的に字づらとしてわからなかったよねって話をしていたかかないと思うね確認のしようがありません実施ですよろしく願います。これについては特に返答求めません。
0:41:53	私からは以上になります六本木に前返します。
0:41:58	規制庁ナカです。ありがとうございます。では本日のヒアリングを終了しますが、実際に向けて、
0:42:09	何かございました。
0:42:11	四国電力高塚で通例と一度ちょっとマイク音声途切れてしまいましたのもう一度よろしいでしょうか。はい。
0:42:20	本日のヒアリングはこれで終わりにしますが、次回の比
0:42:24	ヒアリングリックに向けて資料をいつぐらいに提出していただけるかある程度のめどを示していただけますか。
0:42:39	中国電力高塚でございます。らしいの中盤、
0:42:44	2324 ぐらいにはさせていただきます。以上です。規制庁ナカですわかりました。ではよろしく願います。では本日のヒアリングもこれで終わりにします。ありがとうございました。
0:42:58	はい。
0:42:58	或いは、すいません、わかりました。
0:43:01	すいません四国電力東京支社の中島ですけれども、
0:43:06	はい。
0:43:08	すいません。えとヒアリングすいません或いは社協で初回のヒアリングということで次回に向けて資料を修正してまたお出しさせていただくところなんですけどもそのまま全体の進め方とかなんですけどもう一度ちょっとヒアリングの中身の双方の
0:43:27	セキ大阪からもありましたけど理解のギャップというかその辺を埋めていて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:34	6 ベクレルが審査会合とかその辺もちょっと見据えていかないといけないのかなと思っているんですけど、介護の時期とかなんかそういうのって、今、
0:43:44	規制庁さんのほうで何かあったりしますかね。
0:43:48	規制庁の岡です。資料が整えば速やかに行いたいと思っていますので、来週出していただける資料。
0:43:57	が
0:43:59	内容がそろっていれば、
0:44:01	私個人としては7月にはやりたいと思っています。
0:44:06	了解しましたすみせんありがとうございます。
0:44:10	はい、ではこれで終わりにしますありがとうございました。
0:44:15	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。